

(履行の保証)

第 32 条 工事若しくは製造及び修繕の請負契約における落札者は、次の各号の一に該当する場合は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の第 28 条第 1 号及び第 2 号に規定する履行保証保険若しくは公共工事履行保証証券の提出又は第 29 条第 2 項に規定する保険事業会社の保証による証書の提出をしなければならない。

ただし、市長又は契約担当者が指示した場合は、この限りでない。

(1) 契約金額が 1 件 1 千万円以上のとき

(2) 落札者が本市との間に過去 3 年以内に契約を締結していないとき